# 工事施工上の指示事項

- 北千葉広域水道企業団-

北千葉広域水道企業団が発注する工事の施工に当たっては、次の指示事項を厳守 し、適正な施工を確保するよう十分留意してください。

### 1. 工事の登録

1件500万円以上の工事を請負った元請業者は、契約後10日以内に、工事カルテ (CORINS) に登録してください。

工事の変更後、完成後においても10日以内に登録してください。

# 2. 下請業者使用上の留意点について

- (1) 一括下請及び不必要な重層は認めておりません。
- (2)下請契約は工事開始前に建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した下請契約により締結してください。
- (3) 下請契約に当たっては、社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分) 相当額 を適切に含んだ額により締結してください。
- (4) 500 万円以上の工事を下請に出す場合は、建設業許可業者と下請契約を締結しなければなりません。
- (5) 特定建設業の許可がなければ、4,500 万円 (建築一式工事においては 7,000 万円) 以上の工事を下請に出せません。
- (6) 自己の取引上の地位を不当に利用して、請負額が原価に満たない請負契約を締結したり、あるいは使用資機材等の購入強制をしてはなりません。
- (7) 工事現場の安全管理を徹底し、雇用管理責任者を定めるとともに、末端下請の 労務者までの雇用管理をしてください。
- (8) 下請代金の支払いはできるかぎり現金払いとし、現金払と手形払(120 日を限度)を併用する場合であっても労務費相当分については、現金払いとしなければなりません。
- (9) 下請業者の倒産等による再下請業者に対する代金不払い、あるいは労務費の不 払い等を防止するため下請業者の指導に努めてください。

万一不払い等の問題を起こした場合は、受注者である元請において解決を図ってください。解決しない場合は、元請に立替払いの勧告をすることがあります。

### 3. 県内業者の活用及び県内生産品の使用について

- (1)下請業者を使用する場合には、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めてください。
- (2) 工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、県内に本店を有する 者の中から選定するよう努めてください。
- (3) 調達する工事材料は、県内生産品とするよう努めてください。

#### 4. 施工現場における労働環境の改善について

施工現場において、労働時間の適正化、労働・公衆災害の防止、賃金の適正水準による支払など労働条件、安全衛生条件その他の労働環境の改善に努めてください。

### 5. 技術者の適正な配置について

工事現場に施工技術上の管理者として、主任技術者又は監理技術者を配置して ください。

なお、建設工事適正化指導要綱に基づき、「主任技術者等選任通知書」及び「施工体制台帳」を、また下請を使用する場合は速やかに「下請業者選定通知書」を提出してください。

また、技術者等の兼任の取扱いをされる場合は、「建設工事における技術者等の 取扱いについて」に基づき、「兼任届」等の書類を適切に提出してください。

# 6. ダンプカーの過積載による違法運行の防止等について

さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行 を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにしてください。

#### 7. 建設副産物の適正処理について

(1)建設工事の実施に伴い発生する建設廃棄物や建設発生土などの建設副産物は、 元請業者の責任において発生から処分までの数量等の管理を十分に行い、適正に 処理してください。

なお、下請業者が施工して発生した建設副産物についても、処理責任は元請業者にありますので注意してください。

- (2) 建設副産物の処理を他人(下請業者等)に委託する場合は、産業廃棄物の収集 運搬又は処分に係る業の許可を有していることを確認してください。
- (3)元請業者は建設副産物について、建設副産物情報センター「コブリス」に登録してください。

#### 8. 建設業退職金共済制度の履行確保について

- (1)1件500万円以上の建設工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業本部の掛金収納書(発注官公庁等用)を貼付した「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」を工事請負契約締結後1か月以内に提出してください。
- (2) 工事の一部を下請業者に施工させた場合には、下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済手帳への貼付の促進に努めてください。
- (3) 現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を掲示してください。

## 9. 法令等の遵守について

建設業法、労働関係法令、道路交通関係法令、環境保全対策関係法令、危険物 関係法令、その他の関係法令を遵守してください。

以上の関係法令、要綱等が守られない場合は、指名の際に考慮することになっています。

また、建設業法第 41 条による指導、勧告及び第 28 条による営業停止等の行政 処分の対象となる場合があります。